

福島県矢祭町(住基ネット不接続団体)に係る 是正の要求の指示について

<現状>

- 矢祭町は住民基本台帳ネットワークシステムに不接続状態(H14. 8. 5～)＝違法状態
(現在、不接続団体は国立市、矢祭町のみ。杉並区はH21. 1. 5に接続済み。
国立市については、H21. 2. 13に総務大臣から東京都知事に対して是正の要求の指示を行
い、H21. 2. 16に東京都知事から国立市長に対して是正の要求を行ったところ。)
- 福島県知事より是正の勧告を二度実施(H15. 6. 4、H21. 3. 17)

今回の指示

- 地方自治法の規定に基づき、矢祭町に対して是正の要求を行うよう、総務大臣より福島県知事に対して指示を行う(是正の要求の指示)。

総務大臣 — (指示) —> 福島県知事 — (是正の要求) —> 矢祭町長

「是正の要求の指示」の要件(地方自治法第245条の5②)

「市町村の事務の処理が、法令の規定に違反していると認めるとき、又は、著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」

「是正の要求の指示」の法的効果

- 指示を受けた福島県知事からは是正の要求を受ける矢祭町は、違法を是正するため必要な措置を講ずる義務を負う。

住基ネット不接続に係る住基法の規定に違反する事由

■ 矢祭町の住基ネット不接続の状態は、次の住基法の規定に違反するもの。

○ 本人確認情報の都道府県知事への通知(法第30条の5)

「本人確認情報」・・・ 4情報(氏名、住所、生年月日、性別)・住民票コード等

○ 住基カードの交付(法第30条の44) 等

<最高裁判決(H20. 3. 6)>(住基ネット訴訟)

○ 住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということとはできない。

<最高裁決定(H20. 7. 8)>(高裁判決を維持)(杉並区訴訟)

○ 市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法である(東京高裁判決(H19. 11. 29))。

住基ネット不接続に伴う不利益等

□ 住基ネットによる行政効率化のメリット

- ・ 住基ネットにより、行政機関等に対して年間約1億件の本人確認情報を提供。
→ 行政手続における住民票の写しの添付(全国で約450万件/年)、年金の現況届(全国で約3000万人分/年)等を省略
- ・ 市町村間の転入通知をオンライン化(全国で約410万件/年)。
→ 転入通知の郵送代等が不要に

■ 住基ネット不接続により、矢祭町の住民(人口6,689人(平成21年7月1日現在住基人口))が便益を享受できていない例

- 年金の現況届に係る届出書を提出することが必要。
- パスポート申請等の際に住民票の添付が必要。

また、住基カードを発行していないことにより、次のようなデメリットがある。

- 住基カードに格納された電子証明書を使用しての国税の電子申告(e-Tax)による税額控除の機会が奪われている。

■ 行政効率化の阻害

- 矢祭町に係る転入通知については、他の市町村でも別途書類による対応が必要。

住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の提供

基盤システム

情報提供件数

- ・国の行政機関等 11,000万件(※)
- ・地方公共団体 420万件

個別の行政分野

旅券の発給事務

年金等の支給事務

資格試験の実施事務
(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

NPO法人の認証事務等

住基ネット

<本人確認情報>

氏名
住所
生年月日
性別
住民票コード
これらの変更情報

4情報

氏名、住所、転出、死亡等の情報

氏名、住所、転出、死亡等の情報

氏名、住所、転出、死亡等の情報

氏名、住所、転出、死亡等の情報

転出、死亡
転入、出生
等の届出

申請等

~~住民票の写し~~

450万件省略

~~年金等の
現況届~~

3,000万人分省略

など

(数値は平成19年度。ただし、※は平成20年度の数値)

国民